

助成金実務研究会 発表 レジюме

タイトル：65歳超雇用推進助成金【高年齢者無期雇用転換コース】計画申請&支給申請

1. 当該助成金受注の経緯
2. 65歳超雇用推進助成金【高年齢者無期雇用転換コース】の概要（資料1リーフレット参照）
  - ・令和3年度からの変更点
3. 支給申請までの流れ
  - ① 支給要件の全体像（資料2手引き P.21）
  - ② 対象となる労働者の要件確認（資料2 P.7）
  - ③ 変更前の就業規則での高年齢者雇用安定法の遵守（資料2 P.5）
  - ④ 50歳以上高齢者の無期転換の就業規則への規定・届出（資料2 P.49）
  - ⑤ 高年齢者雇用管理措置の実施（資料2 P.9-14）
  - ⑥ 計画申請と支給申請の申請期間（資料2 P.21）
  - ⑦ 計画申請書類一式の説明（資料3）
  - ⑧ 支給申請書類一式の説明（資料4）
4. 申請にあたっての注意点
  - ① 窓口がハローワークでなく、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構である意味  
→チェックが細かく、都度再提出必要。提出部数も2部～3部と多い
  - ② 就業規則の確認書類は届出書と意見書も添付する
  - ③ 就業規則は、本則、賃金規程など関連するものだけでOK（例えば育休規程は不要）
5. +αの情報
  - ・キャリアアップ助成金が令和4年度から有期→無期転換コース廃止されたので、50歳以上ならこちらの助成金が活用できる。しかも雇入れ5年以内で、転換前の令和4年10月以降のキャリアアップ助成金のような転換前後の労働条件のしほりもない
6. 質疑応答